

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和2年9月14日 15時30分ごろ
発生場所	滋賀県大津市北比良 <sup>ひら</sup> 東方沖（琵琶湖西部） 男松 <sup>おとまつ</sup> 三等三角点から真方位152°620m （概位 北緯35°13.4′ 東経135°58.0′）
事故の概要	水上オートバイアカレンジャー号は、浮体をえい航して航行中、搭乗者1人が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和2年10月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ アカレンジャー号、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	253-35082滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好、気温 約24.5℃ 水象：波高 約0.2m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を同乗させ、知人1人（以下「搭乗者A」という。）ほか2人が床面に座り取っ手を握った状態で乗ったトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ12mのえい航索でえい航し、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で旋回を繰り返しながら遊走していた。</p> <p>本船は、本件浮体が底面を波でたたかれ、小刻みに上下しながら直進中、動揺により取っ手から手が離れた搭乗者Aが後方に投げ出されて落水した。</p> <p>搭乗者Aは、本船に引き上げられて湖岸に移送され、救急車で病院に搬送され、頸椎捻挫と診断された。</p> <p>船長は、波がややある中、ジェットコースターのように楽しませることができると思い、いつもの速力で航行を続けたことが事故の要因かもしれないと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、波がややある中、動揺する本件浮体をえい航中、船長が、ジェットコースターのように楽しませることができると思い、約30km/hの速力で旋回を繰り返しながら遊走していたことから、本件浮体の動揺により取っ手から手が離れた搭乗者Aが後方に投げ出されて落水し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、波がややある中、動揺する浮体をえい航中、船長が、約

	<p>30km/hの速力で旋回を繰り返しながら遊走していたため、本件浮体の動揺により取っ手から手が離れた搭乗者Aが後方に投げ出されて落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 浮体をえい航しながら航行する場合、自船の速力及び風浪による浮体の動揺に配慮しながら遊走すること。</li></ul>